

特定非営利法人国際人形劇連盟日本センター 入会・退会手続きと会費に関する細則

第1章 入会の手続き

- 第1条 定款第7条2項に基づき、所定の入会申込用紙により、申し込まなければならない。
- 第2条 入会済みの正会員団体の登録者の変更については、理事会の承認は要しないが、書面により事務局に届けなければならない。
- 第3条 年度途中に入会する場合の会費の金額は、承認された月を含めて残りの月数に相当する額とする。
- 第4条 会員資格を喪失した後、1年以内に再入会する場合は、入会金を必要としない。
- 第5条 入会金および会費の納付が無ければ、会員資格は得られない。

第2章 退会の手続き

- 第6条 定款第9条(1)に基づき、所定の退会届により理由を付して理事会に提出しなければならない。
- 第7条 未納会費など未払金のある場合は、退会前に精算しなければならない。
- 第8条 年度途中の退会であっても、既納の入会金および会費は返還しない。

第3章 会費の納入

- 第9条 会費は、毎年度7月31日までに納入する。
- 第10条 正会員団体の会費額は、年度初めの登録者数をもって算定する。
- 第11条 団体会員の会費は、特別事情がある場合は、期限を超えて分納することができる。
- 第12条 賛助会員の会費の納付は、会計年度に関わらず入会時を起算日として行う。

第4章 会費の家族割引

- 第13条 生計を同一にする会員で複数の会員のあるとき、書面で届ければ会費の減免を受けることができる。
- 第14条 減免の対象になるのは、正会員のうち上記条件にあてはまるもののうち、2人目からである。
- 第15条 この会員は、議決権に関わる資料以外は受け取ることができない。資料は、定款に定める正規の会費を納める会員に代表して送付される。
- 第16条 家族割引の会費は、年額5,000円とする。

第5章 会費の特例

- 第17条 期首において満40才以下の会員の会費を半額免除する。

【附則】

1. この細則は、2019年5月18日より実施する。